

## 令和3年度 新型コロナウイルス感染症に関する第4次追加対策（その2）

北海道 8/2～8/26 「まん延防止等重点措置」の実施区域 → 8/27～9/12 「緊急事態宣言」の実施区域  
 旭川市 8/20～8/26 「北海道におけるまん延防止等重点措置」の「措置区域」に指定  
 → 8/27～9/12 「北海道における緊急事態措置」の「特定措置区域」に指定

旭川市の現状 ●新規感染者数の急増 ●市中感染の増加 ●デルタ株の増加 ●若年層の感染拡大  
 ●北海道から飲食店等へ休業又は営業時間短縮等の要請

### 休業又は営業時間短縮等の要請に協力する飲食店等への支援金を追加

	<追加前>	<追加分（専決第3号）>	<追加後>
補正予算規模	25.7億円（一般 0.0億円）	+ 3.2億円（一般 0.0億円）	→ 28.9億円（一般 0.0億円）
うち地方創生臨時交付金対象 （協力要請推進枠）	20.5億円（一般 0.0億円）	+ 2.6億円（一般 0.0億円）	→ 23.1億円（一般 0.0億円）

<経済対策（事業者）> 補正額 3億2千万円（一般 0千万円） [地方創生臨時交付金（協力要請推進枠） 2億6千万円]

国の緊急事態宣言により、北海道が飲食店等へ休業又は営業時間短縮等を要請

#### ◎要請内容

- ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等への休業要請（酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く）
- ・上記以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く）等は営業時間短縮要請（営業時間は5時から20時まで）
- ・感染防止対策の実施，業種別ガイドラインの遵守

- ◎要請期間 (1)まん延防止等重点措置 8月20日(遅くとも23日)～8月26日  
 (2)緊急事態措置 8月27日(遅くとも30日)～9月12日

#### (1) 飲食店等への休業又は営業時間短縮等の要請に伴う支援金の支給 【補正額】 3億2千万円（一般 0千万円）

\* 支援金の対象店舗 休業又は営業時間短縮等の要請に協力する飲食店等

\* 支援金の額

中小企業・個人事業者 1店舗1日当たり売上高に応じて 3万円～10万円 ➡ **8月27日以降 4万円～10万円**  
 大企業 1店舗1日当たり売上高の減少額に応じて 最大 20万円 ※下限額の引き上げ

※ まん延防止等重点措置の期間から継続して9月12日まで要請に協力する飲食店等で、要件を満たす場合には、要請期間の終了を待たずに受付を開始し、早期給付（36万円）を実施。後日受付を開始する本申請において総支給額と早期給付額の差額を追加支給。  
 なお、8月27日から新たに要請の対象となる店舗は、早期給付の対象外。